

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三浦市	三崎地区	平成25年3月29日	令和5年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	162 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	101.30 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.15 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.16 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.96 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.59 ha
<small>(備考) ③ i は経営体の中に後継者と見込まれる者が含まれている、③ ii は経営体の中に後継者と見込まれる者が含まれていない方の耕作面積</small>	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上で後継者について不明の農業者の耕作面積(0.96ha)について後継者がいない場合が想定されること。 ・既存の重量野菜の生産について継続の可否についての検討。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地中間管理機構等を活用し、担い手への集積を行う。 また、優良な営農環境を維持するために農地の保全や鳥獣被害対策を行う。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への集積について 市、農業委員会、農地中間管理機構と連携し、農地中間管理事業による利用権設定の制度周知や意欲ある担い手への相談や情報提供を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全について 多面的機能支払事業補助金等を活用し、関係機関と協力し、農地及び周辺施設を保全する。
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣対策について アライグマ、ハクビシン、タイワンリスの有害鳥獣については、市の貸出す捕獲檻を活用し被害防止を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の 引受けの意向	
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
認農	77 件	露地野菜	97.36 ha	露地野菜	110.57 ha
認農法	3 件	露地野菜	3.94 ha	露地野菜	5.39 ha
計	80 件		101.30 ha		115.96 ha

注:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」と記載